

社会福祉法人東京緑新会 多摩療護園 備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東京緑新会 多摩療護園（以下「園」という。）が地域福祉を推進するため、所有する備品の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸し出しの備品は、次のとおりとする。なお、品種、数量等は、別表のとおりとする。

- (1) 福祉用具（車いす）
- (2) イベント機器

(貸し出しの対象)

第3条 備品の貸し出しを受けることができる者は、日野市内在住または在勤で次の各号に掲げるものとし、使用場所は日野市内とする。ただし、前条第1号の使用場所は、施設長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 日野市内の自治会、福祉関係団体、社会教育団体、教育機関および福祉施設
- (2) 福祉用具（車いす）については、他の制度およびサービスを受けられない者
- (3) その他施設長が認めた者

(申請方法)

第4条 備品の借用を希望する者は（以下「申請者」という。）は、「借用許可申請書」（様式1）を園に提出するものとする。

2 借用申請は、借用を希望する日の2箇月前から行うことができる。

(貸出決定)

第5条 借用申請の提出があったときは、貸し出しの可否を決定する。

2 複数台の借用希望がある場合は、園において利用台数を調整することができる。

(貸出期間)

第6条 備品の貸し出し期間は、利用日も含め5日以内とする。ただし、施設長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用料金等)

第7条 備品の利用料金は無料とする。

(備品の管理義務)

第8条 申請者は借用した備品に細心の注意を払い、管理をしなければならない。

2 申請者は、園の許可を得ずに借用した備品を目的外に利用し、または転貸してはならない。

(備品の返却)

第9条 利用者は、借用した備品について期限内に清掃のうえ、園職員の立会いの下で備品を返却するものとする。

2 備品に故障、破損、汚損、紛失等があった場合、利用者は、速やかに園へ報告するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 利用者の責めに帰すべき事由により、前条第 2 項に該当する事項があった場合は園の指示するところに従い利用者の負担に置いてその損害を賠償し、または修理しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、施設長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。